

見つけて下さい。新しいビジネスパートナー 専用ホームページ ナイスハートネット北海道

ナイスハートネット北海道 検索

STEP 1

- 地域で探す
- 商品・作業で探す
- ショップ・店舗で探す



「ナイスハート
ネット北海道」
で検索

市町村ごとの施設でつくられている商品や外注委託業務がみれます。

STEP 2

(仮)注文・見積依頼

商品の金額や外注作業の相談等もできます。

STEP 3

- 仕事の依頼ができます。
- 仕事の募集情報、マッチングの実績状況も紹介してます。

障がい者の方がつくった日用品、野菜、下請作業など約**2,200品目**が載っていて、販売代金は障がい者の工賃になります。

地域、商品・作業、ショップ・店舗で探すことができますので、きっといいものが見つかります。

ちょっとのぞいて見て下さい。

問い合わせ先

社会福祉法人 **北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター**

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター内

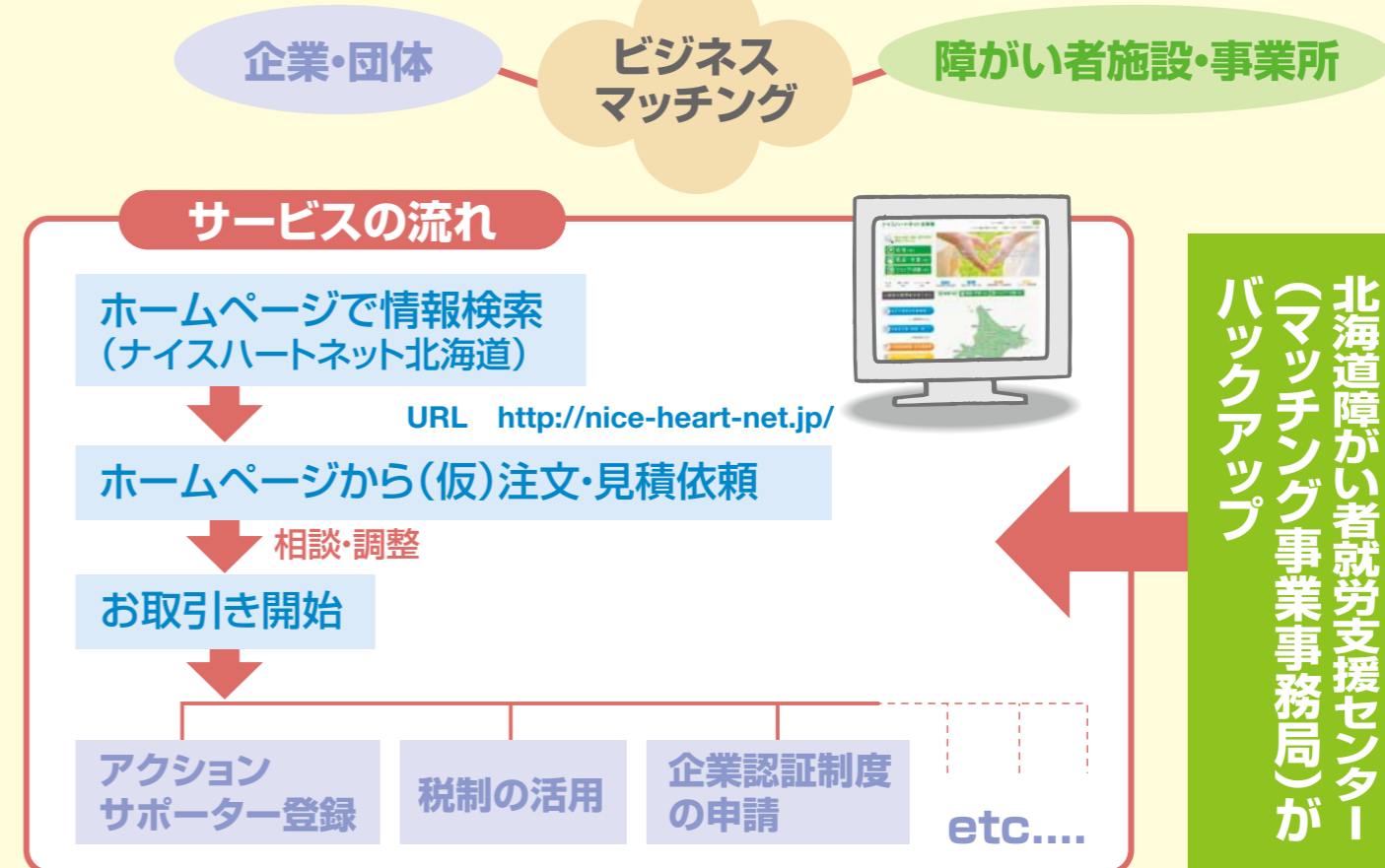
TEL 011-241-3982 FAX 011-280-3162

<http://www.shougai-syuurou.jp>

きっとお役に立ちます！授産製品・授産作業
～マッチング事業（共同受注システム）のご案内～

事業イメージ

<ワンストップ総合サービス>



事業効果

1 企業・団体側メリット

①社会貢献型の企業イメージUP

北海道では、障がい者施設・事業所等への製品・役務の発注等、働く障がい者を応援する企業等を「アクション」や「企業認証制度」に登録・認証し、道庁ホームページで広くPRします。また、登録・認証企業は、参加マーク等を名刺やパンフレット等に掲載することにより、「働く障がい者の応援」という社会貢献の取り組みをアピールできます。

②公的施策の活用

国・地方自治体などが実施する施策活用が可能となる場合があります。
例)「障害者の働く場に対する発注促進税制」(厚生労働省)

③トータル事業コストの低減

効率性の低い社内業務を、施設等に外注することにより、トータルコストの低減が図れます。

④安定的な業務の提供

中立的な立場から障がい者施設・事業所等の状況を見極め、能力に応じた発注をすることが可能となり、共同受注、共同作業により、企業等のニーズに応じることが可能となります。

⑤隠れた名品・技術の活用

残念ながら認知度が低く知られていない優秀な商品・技術がたくさんあります。また、積極的に新しいチャレンジを続ける施設もございますので、お気軽にご相談ください。

2 施設側メリット

①不足している営業リソースの補完

マッチング事業を活用することにより、不足しがちな営業リソースを補完・活用することができます。

②積極的な情報活用

ホームページを積極的に活用することで、地域理解が深まるとともに自らの事業アピールを効率的に実施することが可能となります。

③障がい者施設・事業所間の情報交流

他の施設・事業所が「どのような取り組みを実施しているのか？」気軽に検索できるようになり情報交流が図られ、複数の障がい者施設・事業所等による共同受注、共同作業により、企業等の発注ニーズへの柔軟な対応が可能となります。

④業務の質の向上

企業等からの情報を一元的に処理することを通じて、安定的な業務量を確保することにより、障がい者施設・事業所等が提供する業務の質の向上が図られます。

マッチング事業（共同受注システム）とは？

障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進を目的とした「北海道障がい者条例（通称）」（正式名称：北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例）が、平成22年4月から全面施行されました。

この条例は、障がいのある方の「地域づくり」「権利擁護」「就労支援」の3つを施策の大きな柱としています。

本マッチング事業（共同受注システム）は、就労支援を進めるため、北海道障がい者条例に基づく障がい者の就労支援業務を総合的に推進する法人として、道から指定を受けた北海道社会福祉協議会が実施しています。

この事業では、障がい者施設・事業所等の商品・役務を広く企業の方々に知っていただくこと、また、企業等からの発注やニーズに障がい者施設・事業所等が対応できるための共同受注のシステムづくりを進めるなど、安定的な供給のためのシステムを確立していくことで、受注を拡大し、工賃（賃金）の向上を図ることを目的としています。

事業概要

①ホームページの開設

専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」を開設し、障がい者施設・事業所における販売商品・外注委託業務の情報提供しており、ニーズに応じて地域別、商品・作業別、シヨップ等で検索することができます。

②企業と障がい者施設・事業所等とのマッチング

企業等からの仕事の発注・相談等もホームページからできます。企業ニーズに該当する障がい者施設・事業所をリストアップ、紹介するなど企業と障がい者施設・事業所の需給調整を行います。

③専門コーディネーター設置

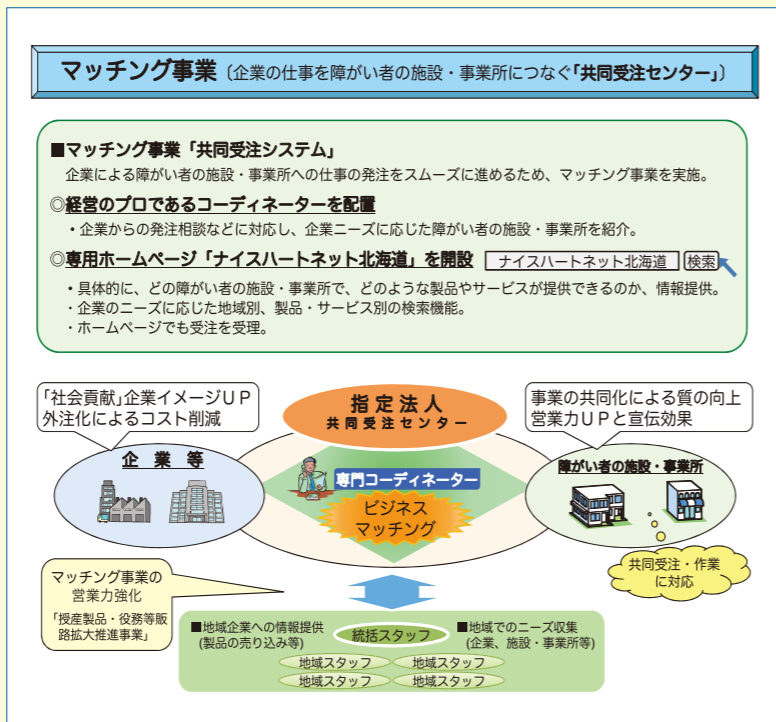
専門コーディネーターを配置し、企業からの発注・相談等に対応します。

④商談会等への参加

道内外の商談会等に参加し、販路の拡大を図ります。

⑤事業の周知

パンフレット等の作成・配布や企業、施設・事業所等にマッチング事業についての周知を図ります。



マッチング実績状況

授産製品の販売から新規商品の共同開発まで、

製品の下請け作業や草取り作業、清掃作業まで、

企業等からの発注依頼はさまざま。

数多くの事業が商談成立し成果をあげています。



北海道障がい者就労支援センター 指定法人としての役割

北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センターは、北海道から「北海道障がい者条例」第31号第1項に基づく「障がい者の就労支援業務を総合的に推進する法人」として指定を受け、平成22年4月27日から業務を開始しました。当センターでは、障がい者施設・事業所等の工賃（賃金）の向上を図るため、関係機関と連携を図りながら、障がい者施設・事業所の経営改善や製品等の販路確保・拡大に向けた取り組みを実施しています。

①工賃向上計画の策定・推進を支援します！

- 個別経営相談会の実施
- コンサルタント派遣事業
- 経営・技術指導の講習等の実施
- 授産事業に関するアイデア募集

②授産施設・事業所間の連携・共同化を支援します！

- 障がい者施設・事業所間の連携・共同化の推進

③販路の確保・拡大を目指します！

- 専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」の運用
- マッチング事業の実施
- 障がい者施設・事業所の製品・サービスのPR
- 多様な販路の確保

④市場のニーズ調査を行い、商品開発に活かします！

- ニーズの把握
- 商品評価会・商品開発研修の実施
- 技術研修会の開催

⑤企業認証制度及びアクションの普及を図ります！

- 障がい者就労支援企業認証制度、北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」の登録申請受付及び審査並びに普及・啓発活動

アクション及び企業認証制度の普及

北海道では、北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」及び障がい者就労支援企業認証制度により、企業等による障がい者施設・事業所への発注促進や製品の販売支援など、企業と連携した就労支援の取組を推進しており、指定法人では登録申請受付及び審査並びに普及・啓発活動を行い、その内容を広く道民にPRし、就労支援の輪を広げていきます。

登録のメリット
「働く障がい者の応援」という
社会貢献をアピールできます！

- 参加証交付
- 参加証マークの使用
店頭掲示、名刺や会社パンフレット等の
各種印刷・広告物、製品等に掲載
- 専用ホームページで積極的にPR
就労支援の取り組みをホームページで宣言！

《取組の取組の一覧》

- A: 授産事業所の製品の販路を応援
◆ 名刺やパンフレットの印刷を授産事業所に発注します
◆ ホール等/販路開拓の機会を授産事業所から誘致します
- B: 授産事業所の製品の販売を応援
◆ 販路に授産製品の販売コーナーを設けます
◆ バス・鉄道会社等/障がい者が利用できるような構造的な配慮を無償で導入します
- C: 障がい者の雇用を応援
◆ 3ヶ月以内の新卒・中途採用の障がい者を受け入れます
◆ パス・鉄道会社等/障がい者の通勤定期の割引率を拡大します
- D: 障がい者の職能開発を応援
◆ 研修・訓練を行う障がい者の実習先を受け入れます
◆ 関連企業に対し障がい者が就労できるような構造的な配慮を無償で実施します
- E: 障がい者の職能開発を応援
◆ 障がい者雇用率2%以上の企業を公募し、補助金を交付します
◆ 障がい者雇用率2%以上の企業を公募し、補助金を交付します
- F: その他の取組
◆ 道民に対し障がい者の就労支援の取組を実施します
◆ 道の「障がい者就労支援認定取組企業」の製品を優先的に買い付けます
このほかにも、あらたな工夫や取組の提案を募集しています。

障がい者就労支援企業として認証されると、取得した認証ポイントに応じて、以下のとおり、道が実施する入札や融資制度上での配慮があります。

- 総合評価競争入札での加点評価（一部発注業務）
- 建設工事等競争入札参加資格審査での加点評価
- 中小企業総合振興資金〔事業革新貸付〕の貸付対象

北海道認証

障がい者就労支援企業

評価対象となる企業の取組

1. 障害者の多量雇用
【障がい者雇用率2%以上】
2. 授産製品の販売を応援
【店舗の専売スペース確保/特設など】
3. 授産事業所への優先的発注
【一定額以上】
【10%以上の発注額を授産事業所に発注し、且、授産事業所が優先的に発注を受けること】
4. 障害者の職能開発の導入
【研修/訓練】
5. ショップの設置
【道の専売スペース確保/特設など】
6. その他
【道の専売スペース確保/特設など】
【道の専売スペース確保/特設など】

入札上の優遇

- 競争入札参加資格審査での加点評価
【発注額が100万円以上/2%以上の競争入札参加資格を付与し、発注額が100万円未満の場合は、発注額が100万円以上の発注額に相当する発注額を以て加点評価】
- 総合評価競争入札における加点評価
【発注額が100万円以上/2%以上の競争入札参加資格を付与し、発注額が100万円未満の場合は、発注額が100万円以上の発注額に相当する発注額を以て加点評価】

融資優待の配慮

- 融資優待や指名競争入札における対象事業を優待に配慮
○ 関連企業に対し優先的な発注の機会

福利厚待（制度利用）

- 認証ポイントを取得した認証企業については、「中小企業総合振興資金」の事業革新貸付の対象

※詳しくは、北海道のホームページを！

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>

発注促進税制の活用

障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産（減価償却資産）を割増して償却することができます。（法人税等の軽減です。）

- ※ 発注には業務を下請けした場合のみならず、自家生産した商品を買った場合等も含まれます。
- ※ 詳しくは厚労省HP: www.mhlw.go.jpを確認してください。